

お客様各位

株式会社 東和銀行

各種預金規定等改定のお知らせ

平素は東和銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、金融庁が平成30年2月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、令和元年11月1日より各種預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の新规定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 主な改定内容（例：普通預金規定）

以下の条項を新設・追加します。なお、普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

（取引の制限等）条項の新設

8. （取引の制限等）

- （1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （4）前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

（解約等）に係る条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

9. （解約等）

- （1）および（3）～（4）省略
- （2）次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合
 - ③ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項もしくは第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が虚偽であることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

2. 改定する預金規定等

普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、流動性預金共通規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、定期積金規定、当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、財形預金取引規定集、ネット専用普通預金規定、ネット専用自動継続自由金利定期預金（M型）規定、ネット専用総合口座取引規定、外貨普通預金取引規定（非居住者円預金を含む）、外貨定期預金取引規定、譲渡性預金規定

以上